

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	<p>内閣府令案第7条は、「申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合」及び「申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合」には、従来の申請等形式のままとすることとしているところ、当該規定は、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるように情報通信技術を活用した行政を推進しようという「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の立法趣旨に反している。</p> <p>当該規定は国民の目に触れないまま従来の申請等形式を認めるため透明性が欠如し、また、安易に認めることで従来の申請等形式がそのまま固定化してしまう懸念がある。</p> <p>従来の申請形式を残す際には事前に広く国民の声を求めるパブリックコメントを実施する旨を内閣府令案に明記し、当該パブリックコメントを実施する際に、認めようとする申請等の一つひとつについて「従来の申請形式を残す理由」を詳細に国民に提供すべきである。</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」といいます。）第6条第6項に規定する申請等及び同法第7条第5項に規定する処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、同法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまないと行政機関等が認める場合に限定することとしており、デジタル手続法の趣旨に合致するものと考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、デジタル手続法や、情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則が金融庁において可能な限り実現されるよう、金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な実施を含め、金融行政においてデジタル化の取組を推進して参ります。</p>

2.	<p>保険業法施行規則第 215 条の 2 が削除されることとなっているが、これは、改正法令施行後に、特定保険募集人の登録手数料の現金での納付を禁じる趣旨ではないことを確認したい。</p>	<p>貴見のとおり、本件改正は特定保険募集人の登録手数料の現金での納付を禁じる趣旨ではありません。</p> <p>保険業法施行規則第 215 条の 2 において定める手数料の現金での納付は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 5 項及び同項に基づく「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」第 6 条の規定により引き続き可能となります。</p>
3.	<p>デジタル手続法による改正後の行政手続オンライン化法（以下「新法」という。）は、行政手続のオンライン化や添付書面等の撤廃等を実現するためのものである。本施行規則改正案では、新法第 6 条第 6 項及び第 7 条第 5 項により、オンラインで行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として、申請等及び処分通知等において、対面による本人確認や書面による原本確認が必要であると行政機関等が認める場合とされている。</p> <p>これは、デジタルファーストを追求する新法における例外として「部分的にオンライン化ができない場合」を定めるはずのものであるが、本案の包括的な規定ぶりでは、所管省庁等の行政機関が、安易にオンライン化ができない場合を認める事態になりかねない。そこで、新法の思想のとおり、「部分的にオンライン化ができない場合」を最小限にとどめ、意味のあるオンライン化実現に向けた継続的な見直しを担保するため、次の事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本施行規則改正案に基づき、行政機関等が部分的にオンライン化できない場合として認めるものについて、具体的な基準を定めるガイドライン等を、民間有識者並びに影響を受ける民間企業及び地方自治体の参画の下に策定し、パブリックコメントに付すこと。 2. 実際に部分的にオンライン化できないとされた手続を、所管部局及び類似手続ごとに比較可能な一覧で公表すること。 3. ガイドライン等の改訂や部分的にオンライン化できない手続の定期的な見直 	<p>デジタル行政推進法第 6 条第 6 項に規定する申請等及び同法第 7 条第 5 項に規定する処分通知等のうち、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、同法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまないと行政機関等が認める場合に限定することとしています。</p> <p>頂いたその他のご意見も踏まえ、デジタル手続法や、情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則が金融庁において可能な限り実現されるよう、金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な実施を含め、金融行政においてデジタル化の取組を推進して参ります。</p>

	<p>しについては、民間企業や国の出先機関・地方自治体など、当該手続に関連する実務に詳しい者と議論を尽くすこと。</p> <p>4. 当該見直しに当たり、行政機関内におけるフォローアップ調査や新たな棚卸作業が、単なるペーパーワークとなったり、各省庁職員の過重な負担となったりしないよう、Excel ファイル等による調査・公表ではなく、各省庁職員の担当者が直接 Web 上で入力すれば進捗率が更新されるようなシステムを用いたりデザインの専門家に公表資料作成を委託したりするなど、効率的に管理作業を行い、各省庁職員がオンライン化の実現に向けた本来業務に注力できるような体制を構築すること。</p> <p>5. オンラインで完結しない行政手続の中には、民間企業にとって影響の大きなものがある。それらの特定の手続については、具体的なオンライン化の内容と工程を end-to-end で検討するため、行政機関等のリソースだけで考えず、民間企業と共創して業務改革・システム改修を進めること。例えば、電子政府の総合窓口（e-Gov）の 2020 年秋の刷新に当たっては、ユーザ企業や業務ソフトウェアとともに仕様を検討するなど、形式よりも実質的な対話を重視し、民間からの意見を積極的に取り入れていただいた。このような方法で行政手続のオンライン化も進めれば、社会的なコストが少なく、より意味のあるオンライン化が進められると考える。</p>	
4.	<p>1. デジタル化を阻害する「対面原則、書面原則、押印原則、印紙原則及び書式・様式原則」の完全撤廃によるデジタル完結の徹底。</p> <p>2. 各行政機関での個別判断でデジタルファーストの例外を安易に認めうる省令案の規定の文言の全部削除。</p> <p>3. 上記 1. の達成状況を行政機関等ごとに公表し、政府の強力なリーダーシップで完全達成に向けて進捗管理する仕組みの法定化。</p> <p>4. デジタル手続き法の趣旨と累次の成長戦略の趣旨を踏まえ、法令に基づく民間手続きについてもデジタル完結を徹底させるべく、各行政機関が所掌する当該法令をもれなく改正。</p> <p>5. デジタル完結の方法は、技術の最新動向や民間事業者の創意工夫を生かしたものとすることとする。その他、行政手続きの B P R を実施することや利便性向上のために A P I 開放等を行うこと。</p>	<p>ご意見については、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政サービスのデジタル化や法令に基づく民間手続のデジタル化を今後推進する上で、参考とさせていただきます。</p>

<p>5.</p>	<p>1 新法第6条第6項及び第7条第5項について</p> <p>そもそも、本法令においては、「デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」ことを含めたデジタル化の基本原則を定めるものである。そうすると、所管官庁においても、簡単には例外処理を行い書面での手続を残すことができる政省令の整備は不適切である。特に新法第6条第6項及び第7条第5項に基づく規定案は、所管官庁の判断によって、対面本人確認や原本書面の確認が必要と認めることでデジタル化の例外とすることが出来るものであるから、例外の拡大に対して抑止力を強化するための対応が必要と考える。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例外となり得るやむを得ない事例をガイドライン等で具体的に列挙する（この列挙内容も、真に合理的な場合にのみ限定される必要がある） ・ 行政機関等が例外に該当すると判断した場合には、その根拠として、上記の事例に該当することの説明義務を負う ・ 上記の説明は、民間議員を含むメンバーで構成される場において、十分な議論を尽くすことによって為されるものとする <p>また、例外に該当する事由は時の経過（当該手続に関する環境や他省庁との共通システムも含めたシステム整備状況の変化等）によって変わりうるものと考えられるため、一度例外に該当すると判断したものについても、定期的に棚卸しと再検討を行う制度設計とするべきである。</p> <p>このプロセスは、手続毎のデジタル化の詳細な線表（期限と責任部署の明記）を元に行われ、国民に対してオープンなものとし、省庁の中に閉じないことが重要であると考ええる。</p> <p>そもそも、行政手続のデジタル化に際しては、現状の行政手続の網羅的な棚卸しが重要である。単に手続を列挙するのではなく、それぞれの手続を（書式・様式ではなく）標準化されたデータの集合として定義し直すことで、既に所管官庁で保有している情報との重複や、他省庁で保有している情報との重複が発見され、バックヤード連携の推進につなげることが出来る。単なる例外管理ではなく、上記の視点を持って、所管官庁に閉じずに国民にとって意義のある手続コスト削減や利便性向上をゴールに設定して議論をすすめることが必要である。</p>	<p>デジタル行政推進法第6条第6項に規定する申請等及び同法第7条第5項に規定する処分通知等のうち、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、同法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な図面などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化にならないと行政機関等が認める場合に限定することとしています。</p> <p>頂いたその他のご意見も踏まえ、デジタル手続法や、情報システム整備計画を含む新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、行政手続のオンライン化原則が金融庁において可能な限り実現されるよう、金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な実施を含め、金融行政においてデジタル化の取組を推進して参ります。</p>
-----------	--	--

2 具体的なデジタル化の手続の内容について

デジタル化にあたっては、利用者の利便性向上が、全体としてのデジタル手続利用増加と、これによる行政効率増加、行政へのデータ蓄積、費用削減のためにも非常に重要となる。この視点で考えた場合に、形式的にデジタル化を実施するだけでなく、使いやすいインターフェースを備えているか、また相互運用性ないし拡張性が確保できているかといった観点は不断の見直しが必要である。

そして具体的な手続の内容としても、一旦 ID・パスワード等を主として採用することとしても、今後の技術・ビジネスの進展を踏まえ、生体認証、ID 連携等の手法により実施できる余地を十分に確保できる政省令及びガイドライン等の整備が必須と考える。